

魚沼市文化会館条例施行規則新旧対照表

新		旧																																																																																					
<p>(使用料減免団体)</p> <p>第9条 条例第11条の規定により、使用料の減免を受けることができる者(以下「減免団体」という。)は、別表第3のとおりとする。<u>ただし、練習利用に係る減免の適用は、1月4回に限る。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(利用期間)</p> <p>第12条 文化会館の利用期間は、連続する4日間を超えることができない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>別表第3(第9条関係)</p>		<p>(使用料減免団体)</p> <p>第9条 条例第11条の規定により、使用料の減免を受けることができる者(以下「減免団体」という。)は、別表第3のとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用期間)</p> <p>第12条 文化会館の利用期間は、連続する6日間を超えることができない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>別表第3(第9条関係)</p>																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象</th> <th rowspan="2">目的</th> <th colspan="2">減免率(%)</th> </tr> <tr> <th>ホール</th> <th>設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市内の幼稚園・保育所・小・中学校</td> <td>練習・発表・会議に利用する場合</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>2 市内の高等学校</td> <td>同上</td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>3 魚沼市</td> <td>同上</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>4 市が誘致した市外の文化団体</td> <td>同上</td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>5 登録減免団体</td> <td>同上</td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>社会教育関係団体</td> <td>同上</td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>社会福祉団体</td> <td>同上</td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>地域振興関係団体</td> <td>同上</td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>6 その他市長が必要と認めた場合</td> <td></td> <td>別に定める。</td> <td>別に定める。</td> </tr> </tbody> </table>		対象	目的	減免率(%)		ホール	設備	1 市内の幼稚園・保育所・小・中学校	練習・発表・会議に利用する場合	100	100	2 市内の高等学校	同上	20	20	3 魚沼市	同上	100	100	4 市が誘致した市外の文化団体	同上	20	20	5 登録減免団体	同上	20	20	社会教育関係団体	同上	20	20	社会福祉団体	同上	20	20	地域振興関係団体	同上	20	20	6 その他市長が必要と認めた場合		別に定める。	別に定める。	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象</th> <th rowspan="2">目的</th> <th colspan="2">減免率(%)</th> </tr> <tr> <th>ホール</th> <th>設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市内の幼稚園・保育所・小・中学校</td> <td>練習・発表・会議に利用する場合</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>2 市内の高等学校</td> <td>同上</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>3 魚沼市</td> <td>同上</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>4 市が誘致した市外の文化団体</td> <td>同上</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>5 登録減免団体</td> <td>同上</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>社会教育関係団体</td> <td>同上</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>社会福祉団体</td> <td>同上</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>地域振興関係団体</td> <td>同上</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>6 その他市長が必要と認めた場合</td> <td></td> <td>別に定める。</td> <td>別に定める。</td> </tr> </tbody> </table>		対象	目的	減免率(%)		ホール	設備	1 市内の幼稚園・保育所・小・中学校	練習・発表・会議に利用する場合	100	100	2 市内の高等学校	同上	30	30	3 魚沼市	同上	100	100	4 市が誘致した市外の文化団体	同上	30	30	5 登録減免団体	同上	30	30	社会教育関係団体	同上	30	30	社会福祉団体	同上	30	30	地域振興関係団体	同上	30	30	6 その他市長が必要と認めた場合		別に定める。	別に定める。
対象	目的			減免率(%)																																																																																			
		ホール	設備																																																																																				
1 市内の幼稚園・保育所・小・中学校	練習・発表・会議に利用する場合	100	100																																																																																				
2 市内の高等学校	同上	20	20																																																																																				
3 魚沼市	同上	100	100																																																																																				
4 市が誘致した市外の文化団体	同上	20	20																																																																																				
5 登録減免団体	同上	20	20																																																																																				
社会教育関係団体	同上	20	20																																																																																				
社会福祉団体	同上	20	20																																																																																				
地域振興関係団体	同上	20	20																																																																																				
6 その他市長が必要と認めた場合		別に定める。	別に定める。																																																																																				
対象	目的	減免率(%)																																																																																					
		ホール	設備																																																																																				
1 市内の幼稚園・保育所・小・中学校	練習・発表・会議に利用する場合	100	100																																																																																				
2 市内の高等学校	同上	30	30																																																																																				
3 魚沼市	同上	100	100																																																																																				
4 市が誘致した市外の文化団体	同上	30	30																																																																																				
5 登録減免団体	同上	30	30																																																																																				
社会教育関係団体	同上	30	30																																																																																				
社会福祉団体	同上	30	30																																																																																				
地域振興関係団体	同上	30	30																																																																																				
6 その他市長が必要と認めた場合		別に定める。	別に定める。																																																																																				